

相続税を軽減する基本的な手法を理解しよう

佐藤正明 税理士／
社会保険労務士

ここでは、相続税対策に有効な税制について「生前贈与による対策」と「相続税評価額の圧縮による対策」に分けて解説する。

生前贈与による対策

1 贈与税の基礎控除

1年間に受け取った財産のうち
110万円までが非課税

贈

与税の基礎控除は、1
年間（1月1日～12月
31日）に受け取った財産のう
ち110万円までを非課税と
する制度で、「暦年課税」と
も呼ばれる。

金額は受贈者ごとに判定さ
れ、贈与者が複数いても受贈
者は合計110万円までは非
課税となるが、超えた部分に
対して超過累進税率（10％～
55％）で贈与税が課される。

年間の贈与額が110万円以
下であれば、申告は不要だ。

基礎控除は「贈与する人ご
と」ではなく、「贈与を受け
る人ごと」に適用されるため
少額の財産を移転しやすく、
相続税対策として利用される
ことが多い。

加算対象期間が7年に
↑

以前は相続開始前3年以内
の贈与は、この非課税率11
0万円以内の贈与も含めて相
続税の計算に持ち戻されてい
たが、2024年1月以降の
贈与からは加算対象期間が段
階的に延長され、7年間とな
っている。

ただし、延長した4年間
（相続開始前3年超7年以内）
に受けた贈与については、合
計100万円まで相続財産に
加算しない。そのため、相続
税対策として生前贈与を活用
する際は基礎控除だけでなく、
相続税との関係も踏まえて計
画的に行うことが重要であ
る。

2

相続時精算課税制度

贈与額の累計が
2500万円まで非課税

相

続時精算課税制度は、
60歳以上の父母・祖父
母（直系尊属）から18歳以上
の子や孫（直系卑属）への贈
与について選択できる特例
で、年齢は贈与する年の1月
1日時点で判定する。

この制度を選択すると、贈
与額の累計2500万円（特
別控除）まで非課税となり、
超える部分には一律20％の贈
与税が課される。

十分に吟味して選択
✓

非課税となった贈与財産
は、贈与者の死亡時に相続財
産に加算され、相続税で精算
されるため、相続対策として
の効果は限定的だった。
しかし、2024年から相

3

贈与税の配偶者控除の特例

暦年贈与とは別枠で
2000万円まで非課税

こ

の特例は婚姻期間20年
以上の夫婦間で、居住
用不動産またはその取得資金
を贈与した場合に利用できる
制度である。暦年課税の基礎
控除110万円とは別枠で、
最大2000万円まで贈与税
が非課税となる。

対象となる不動産は居住用
不動産に限られ、贈与を受け
た配偶者が翌年3月15日まで

課税価格減少に有効
✓

に実際に居住し、その後も引
き続き居住する見込みである
ことが求められる。

この範囲内であれば贈与税
がかからない一方、贈与後は
居住用不動産の名義変更の登
記費用が必要となり、不動産
取得税などの負担が生じる場
合がある。

相続対策としては課税価格
を減少させることが有効であ
り、それにはこの特例を利用
することが効果的だ。

つまり、生前に自宅の名義
を配偶者へ移すことができ、
「内助の功」を表しつつ、配
偶者の生活基盤を守ることが
できるのである。